

# 大分県報

令和三年  
第一七三号  
一月十五日

（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部改正

### 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部改正

### 公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正

### 告示

身体障害者福祉法による医師の指定

地域森林計画の変更

林業種苗法による生産事業者の登録（二件）

林業種苗法による生産事業者の書替交付

道路区域の変更（二件）

道路の供用開始

### 公告

特定計量器定期検査の実施

県営土地改良事業の工事の完了

大分県緑化推進委員会の住所の変更

令和二年度屋外広告物講習会の開催

開発行為の完了（二件）

## 規則

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

令和三年一月十五日

大分県規則第一号

大分県収入証紙取扱規則の一部を改正する規則

大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）の一部を次のように改正する。  
別表の中江川プレジャーボート等係留施設の項の前に次のように加える。

裏川プレジャーボート等係留施設

河川係留施設使用料

### 附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

## ○人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

大分県人事委員会委員長 石井 久子

大分県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年大分県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
第十二条中「大分県報」を「大分県人事委員会事務局のウェブサイトへの掲載」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

大分県公安委員会委員長 坂井 良助

大分県公安委員会規則第一号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

大分県報（規則・人事委規則・公安委規則）

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の南大分交番の項中「畑中5丁目」の次に「、賀来新川1丁目、賀来新川2丁目、荏隈町1丁目、荏隈町2丁目、尼が瀬1丁目、尼が瀬2丁目、尼が瀬3丁目、南太平寺1丁目、南太平寺2丁目、南太平寺3丁目、南太平寺4丁目、上田町1丁目、上田町2丁目、上田町3丁目、羽屋新町1丁目、羽屋新町2丁目、羽屋新町3丁目、羽屋1丁目、羽屋2丁目、羽屋3丁目、羽屋4丁目、古国府1丁目、古国府2丁目、古国府3丁目、古国府4丁目、古国府5丁目、古国府6丁目、花園1丁目、花園2丁目、花園3丁目、広瀬町1丁目、広瀬町2丁目」を加え、「、大字豊饒」を削り、同表の大分南警察署の部の種田交番の項中「雄城台、」を「雄城台、木上台1丁目、木上台2丁目、」に改める。

附 則

この規則は、令和3年1月16日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第三十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和三年一月十五日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸の機能障害	高山洋臣	独立行政法人国立病院機構別府医療センター 別府市内竈一四七三番地	令二・一一・一七
肢体不自由	前島圭佑	医療法人慈恵会 西田病院 佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地	〃
心臓の機能障害	王 岩	白杵市医師会立コスモス病院 白杵市大字戸室字長谷一一三一 番一	〃

視 覚 障 害 八塚洋之  
大分大学医学部附属病院  
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一  
番地

視 覚 障 害 札場博貴  
大分大学医学部附属病院  
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一  
番地

大分県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画区について地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により公表する。

令和三年一月十五日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

一 公表する書類

地域森林計画変更計画書（大分中部、大分西部、大分北部及び大分南部）

二 公表場所

大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部又は農山村振興部

大分県告示第三十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和三年一月十五日

大分県知事

広 瀬

勝 貞

一 登録番号

南三十四

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

高 島 貴 実

佐伯市大字青山三千五百十番地十三

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

佐伯市大字青山三千五百十番地十三

大分県告示第三十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

南三十五

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

高 橋 昭 男

佐伯市本匠大字堂ノ間千五十八番地五

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

佐伯市本匠大字堂ノ間千五十八番地五

大分県告示第三十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の書替交付を行った。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 登録番号

豊第四号

二 生産事業者の氏名及び住所

OITA農林株式会社 代表取締役 堀川 健一

豊後大野市三重町市場二十二番地一

三 生産事業の内容

1 種穂 採取

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の所在地

豊後大野市三重町市場二十二番地一

大分県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
------------	-----	-------------	---------------	-------------

県道小挾間  
大分線  
由布市挾間町赤野字津留一七一四番  
二地先から  
由布市挾間町赤野字台一四七七番二  
まで

後	前	後	前
三二・〇 六・三	三二・〇 六・九	六五〇・〇	六五〇・〇

大分県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
------------	-----	-------------	---------------	-------------

津久見市大字四浦字畑ケ尻三〇九番  
二地内

前	後	前	後
一六・五 九・五	一六・五 九・五	一五・〇	一五・〇

代線	津久見市大字四浦字畑ケ尻三〇九番 一地内	後	三二・五 一六・五	一五・〇
----	-------------------------	---	--------------	------

大分県告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道四浦日代線

津久見市大字四浦字畑ケ尻三〇九番一地内

令和三年一月十五日

○公 告

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和三年一月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器

実施の区域

実施の期日

実施の場所

由布市

令和三年一月十一日から  
令和三年一月二十日まで  
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

特定計量器の所在場所

豊後高田市

令和三年一月二十四日から  
令和三年一月三十一日まで

日出町

令和三年一月八日から  
令和三年一月十七日まで

国東市	姫島村	中津市	宇佐市	日出町	豊後高田市	由布市	実施の区域	二一に規定する特定計量器以外の特定計量器	別府市	杵築市	国東市	姫島村	中津市	宇佐市
令和三年一月九日一四日まで (日曜日及び土曜日を除く。)	令和三年一月七日	令和三年一月七日から 令和三年一月二十一日まで (日曜日及び土曜日を除く。)	令和三年一月六日一五日から 令和三年一月二十四日まで (日曜日及び土曜日を除く。)	令和三年一月六日八日から 令和三年一月九日まで	令和三年一月五日二四日から 令和三年一月二十八日まで	令和三年一月五日一四日まで	実施の期日	令和三年一月十一日から 令和三年一月二十四日まで	令和三年一月十一日から 令和三年一月二十四日まで	令和三年一月九日八日から 令和三年一月二十二日まで	令和三年一月九日七日から 令和三年一月二十一日まで	令和三年一月七日から 令和三年一月二十一日まで	令和三年一月六日一五日から 令和三年一月二十四日まで	令和三年一月六日一四日まで (日曜日及び土曜日を除く。)
国東市役所	姫島村役場	中津市役所	宇佐市役所	日出町役場	豊後高田市役所	由布市役所	実施の場所	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第	変更前	大分市大字古国府字内山一三三七番地の一五	大分県知事 廣 瀬 勝 貞	変更年月日 令三・一・一六
	変更後	大分市花園二丁目六番四六号		
大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第				
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第三項の規定により、大分県緑化推進委員会の住所の変更について次のとおり届出があった。 令和三年一月十五日				
県営中山間地域総合整備事業（農道整備）（萩二期地区） 平二〇・五・一〇      平二八・一一・二一				
県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（萩二期地区杉園・政所工区） 平一八・一〇・一八      平二九・三・二七				
県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（萩地区高練木工区） 平一九・一・四      平二八・三・三〇				
事業名	着手年月日	完了年月日	大分県知事 廣 瀬 勝 貞	
次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。 令和三年一月十五日				
杵築市	令和三・九・一五から 令和三・九・二一まで	（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	杵築市役所	
別府市	令和三・一〇・一二から 令和三・一〇・二六まで	（日曜日及び土曜日を除く。）	別府市役所	

二十四条第一項の規定により、次のとおり令和二年度屋外広告物講習会を開催する。  
 令和三年一月十五日  
 大分県知事 廣 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所  
 1 日時  
 令和三年二月十七日午前十時から午後五時まで  
 2 場所  
 大分市府内町一丁目五番三十八号  
 コンパルホール

二 講習要目及び講習時間  
 1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分  
 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間  
 3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間

三 受講対象者  
 1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者  
 2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者になろうとする者  
 なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項の業務主任者になることができる。

四 講習手数料  
 受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。

五 受講申込期間及び受付時間  
 1 受講申込期間  
 令和三年一月十五日から同月二十九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。  
 2 受付時間  
 午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類  
 屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）  
 受講申込書の提出先  
 最寄りの土木事務所

七 講習会当日は本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

八 その他

一 講習会当日は本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

二 講習会当日は本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

三 講習会当日は本人確認のため写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参すること。

2 詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字豊岡字ムギツキ八百三十一番一ほか五十三筆及び八百三十一番十四地先里道

二 開発区域の面積

八千八百四十九・三八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町大字豊岡七百七十八番地一  
株式会社コスモ地所

代表取締役 山口 勇 二

四 完了検査年月日

令和二年十一月二十五日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市常盤西町千七百七十五番一ほか十六筆及び千七百七十五番一地先里道

二 開発区域の面積

一万三千四十八・六七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

佐伯市常盤西町七番八号  
独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター

院長 森 本章 生

四 完了検査年月日

令和二年十二月十日